



県紹介シリーズ①

# みやぎの豊かな海 次世代へ

宮城県は全国屈指の水産県です。県は、これまで宮城の水産業が果たしてきた沿岸地域の重要な基幹産業という役割と豊かな自然環境を守り、次世代に残していくよう、「環境と調和した持続可能な活力ある水産業」を目指します。そのため、県は、宮城が誇る豊かな自然と水産資源を守る取り組みを県内各地で進めています。

## 子どもたちが稚魚放流

県は、アワビやヒラメなどの水産資源を維持・増大させるため、稚魚放流も県内各地で実施しています。2019年7月から一番弱い時期を人が育成・保護し、外敵から身を守るように放流して、自然の海へ放流する栽培漁業を県内各地で進めています。

## 海の温室効果ガス削減

海洋藻場には、稚魚の成育場所、アワビ・ウニの餌場として重要な漁場となっているほか、大気中の二酸化炭素を取り込み、温室効果ガス削減に効果があるとされています。

## プラごみへの関心高く

近年、陸域から排出されるプラスチックごみによる地球規模での環境汚染や、「マイクロプラスチック」と呼ばれる微細なプラスチック類による海洋生態系への影響が大きな問題となっています。



むすび丸(水産バージョン)

## 環境と海への愛情再生

### 地元有志「海の揺り籠」育成

浦戸諸島の桂島(塩釜市)で8月初旬、「親子で学ぶ宮城の海辺」のイベントが行われ、地元有志が「海の揺り籠」を育てています。桂島をめぐり、地元有志が「海の揺り籠」を育てています。桂島をめぐり、地元有志が「海の揺り籠」を育てています。



松島湾海底のアマモ。海洋生物を育て「海の揺り籠」の役割を果たす

## 宮城県水産振興協会

### つくって育てる漁業へ

寒暖流が交錯する宮城の海は魚介類の宝庫だ。その豊かな水産資源を維持するため、宮城県水産振興協会(七ヶ浜町)は人の管理下で種苗を育成し、海に放流する「栽培漁業」に取り組む。対象種と放流量の目標を定めた「基本計画」に基づき、現在はヒラメとエゾアワビ、ホシガレイの3種を主に生産する。

松島湾の南端に位置する種苗生産施設。海水が巡回する水槽の底を5センチほどの魚が泳ぐ。中間育成のため、岩手県から7月上旬に搬入された27万匹のヒラメの稚魚だ。7、8月のサイズにまで育てられ、8月中旬までに海に放流された。

永島宏理事長は「生存率の低い卵や稚魚の時期を陸上でケアした種苗は天然物が不漁の時でも、ある程度安定した水揚げが期待できる。総漁獲量の維持に栽培漁業は欠かせない」と語る。

高級エゾアワビは同町以北の岩場などで生育する。協会は近海産の母貝から採卵して、稚貝を1年から1年半かけて2・5センチ以上になるまで育てる。



ヒラメの中間育成を説明する永島理事長(下)

といった海洋生物が生息・繁殖する「海の揺り籠」としての役割を果たしている。しかし、震災の津波により、アマモの群落「アマモ場」は大半が消失。湾内の環境悪化への危機感が高まり、地元有志による再生会設立に至った。

震災直後は、大人も子どもも「海に入るのが嫌だ」という人が多かった」と再生会の桑原茂会長は振り返る。アマモ場再生という大きな目標を掲げつつ、活動に参加することが、海にまた親しみむきっかけになれたという思いも届けて加える。

再生協議の活動は宮城の海を守り育てながら、広がっていく。再生協議の活動は宮城の海を守り育てながら、広がっていく。

企画/宮城県広報課 ■問い合わせ/宮城県水産業基盤整備課 022(211)2944

## 県からのお知らせ

- 秋の交通安全県民総ぐるみ運動**  
9月21日から30日まで、秋の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます。
- みやぎ自然環境サポーター養成講座受講生募集**  
県内の森林などで活動を行うサポーター養成講座受講生を募集します。
- 防犯の専門家を派遣します**  
内容/地域で開催する安全・安心まちづくりに関する講習会に防犯の専門家を講師として派遣します(費用無料)。

- 水産加工工ストップ相談**  
水産加工業に関する相談に一元的に対応する相談窓口を設置しています。
- みやぎ県民大学「持続可能な未来社会を創る材料の科学と技術」受講生募集**  
循環型社会で私たちが必要な材料について、基礎から将来展望までお話しします。
- 産産師による妊産婦電話相談**  
妊娠・出産・産後の生活などに不安を抱える妊産婦の皆さまの相談に応じます。
- 宮内庁三の丸尚蔵館所蔵 皇室の各品類 皇室の美-東北ゆかりの品々**  
皇室に受け継がれてきた品々を収集し、調査研究、保存管理する役目を担う三の丸尚蔵館、本館では、同館が所蔵する東北各県ゆかりの作家や作品を中心に、近代日本美術の名品や、各地域の伝統的な技術による工芸品もあわせて約50点を紹介します。

### 廃棄物の不法投棄はやめましょう!!

〜美しいふるさとを次世代へ〜

私たちの日常生活や事業活動からは、毎日大量の廃棄物が発生しています。その一部が不法に投棄されたり、不適正に処理されたりしてしまえば、土壌や地下水が汚染されたり、自然環境を損ない、生活環境に悪影響を及ぼしてしまいます。

県は、9月を「廃棄物不法投棄防止強化月間」として、不法投棄の未然防止に向けたさまざまな対策を強化して実施しています。私たち一人一人が廃棄物処理のルールを守り、きれいなふるさとを次世代に残していきたいです。

- 産産Gメンによる監視活動**  
産産Gメン17人を各保健所などに配置し、監視活動を行っています。
- ラジオ広報**  
不法投棄防止の啓発のため、3種類のラジオCMを制作し、放送しています。
- 各種パトロール**  
地上からの確認が困難な不法投棄を早期に見発するため、ヘリコプターによる空からのパトロールを実施しています。
- 市町村との連携による監視体制の強化**  
県と市町村が連携して不法投棄などが疑われる現場に対する立入検査を行い、監視体制を強化しています。
- 団体や企業と情報提供協定を締結**  
不法投棄されやすい山間部などで事業活動を行っている団体や企業と、不法投棄の情報提供に関する協定を締結しています。
- 廃棄物運搬車両の一時検問**  
産産廃棄物は県境を越えて処理されることも多いため、関係自治体と連携し、一時に検問を行っています。

不法投棄は重大な犯罪です! 廃棄物の不法投棄を見過ごしたら、お住まいの市町村、監督官の保護者、または下記へご連絡ください。不法投棄は「しない」「させない」「許さない」。

不法投棄をすまないと罰金が! 不法投棄の罰金:5年以下の懲役または1000万円以下の罰金もしくはこれらの併科(法人の場合は3億円以下の罰金)。

協賛 循環型社会推進課 ☎022(211)2467 FAX022(211)2390 Eメール sanpai110@pref.miyagi.lg.jp